



2016年2月4日

各 位

会 社 名 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 柄 澤 康 喜  
(コード番号：8725 東証・名証各第一部)  
問合せ先 広報・IR部課長 内 藤 雅 人  
(TEL：03-3259-1347)

### 三井住友海上による国内劣後特約付無担保社債の発行に係る条件決定について

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社（社長：柄澤 康喜）は、2015年12月25日付で公表いたしました国内劣後特約付無担保社債の発行について、本日、その条件を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

|            |  |  |
|------------|--|--|
| (1) 発行体    | 三井住友海上火災保険株式会社   |  |
| (2) 社債の名称  | 三井住友海上火災保険株式会社<br>第1回利払繰延条項・期限前償還<br>条項付無担保社債（劣後特約付）   | 三井住友海上火災保険株式会社<br>第2回利払繰延条項・期限前償還<br>条項付無担保社債（劣後特約付）   |
| (3) 発行総額   | 1,000億円  | 500億円  |
| (4) 各社債の金額 | 金1億円   |  |
| (5) 払込金額   | 各社債の金額100円につき金100円   |  |
| (6) 償還金額   | 各社債の金額100円につき金100円   |  |
| (7) 償還期限   | 2076年2月10日（60年債）<br>ただし、2021年2月10日以降の各利息支払期日に、または2016年2月10日以降に資本事由、税制事由もしくは資本性変更事由が発生し、かつ継続している場合に、監督当局の事前承認等を前提に任意償還可能。 | 2076年2月10日（60年債）<br>ただし、2026年2月10日以降の各利息支払期日に、または2016年2月10日以降に資本事由、税制事由もしくは資本性変更事由が発生し、かつ継続している場合に、監督当局の事前承認等を前提に任意償還可能。 |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| (8) 利率       | 2016年2月10日の翌日から2021年2月10日まで：年1.07%<br>2021年2月10日の翌日から2026年2月10日まで：6ヶ月ユーロ円LIBOR+1.05%<br>2026年2月10日の翌日以降：6ヶ月ユーロ円LIBOR+2.05% | 2016年2月10日の翌日から2026年2月10日まで：年1.39%<br>2026年2月10日の翌日以降：6ヶ月ユーロ円LIBOR+2.10% |
| (9) 利払日      | 毎年2月10日および8月10日  |  |
| (10) 申込期間    | 2016年2月4日  |  |
| (11) 払込期日    | 2016年2月10日   |  |
| (12) 優先順位    | 本社債は、発行体の清算手続等における債務の支払に関し、上位債務に劣後し、同順位劣後債務および優先株式と実質的に同順位、普通株式に優先する。  |  |
| (13) 格付      | A（株式会社格付投資情報センター）  |  |
| (14) 資金使途    | 長期的投資資金、借入金の返済資金および運転資金  |  |
| (15) 募集方法    | 日本国内における公募形式で、主に国内の機関投資家に販売  |  |
| (16) 共同主幹事会社 | 大和証券株式会社、野村証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、シティグループ証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社  |  |
| (17) 引受会社    | SMB Cフレンド証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社   |  |
| (18) 財務代理人   | 株式会社三井住友銀行   |  |
| (19) 振替機関    | 株式会社証券保管振替機構   |  |

本適時開示「三井住友海上による国内劣後特約付無担保社債の発行に係る条件決定について」は、三井住友海上火災保険株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）および三井住友海上火災保険株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。上述の証券は、1933年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933年アメリカ合衆国証券法に基づいて本証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において証券の募集または販売を行うことは許されません。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。

以 上